

大分県報

平成二十八年
第二八二二号
九月九日

（金曜日）

目次

規則

大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部改正……………一

告示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………一

地籍調査の成果の認証……………二

指定漁船調査の縦覧……………二

規則

大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第八十九号

大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

大分県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十三年大分県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十四の項中「第十一号」を「第十二号」に改める。

別表第三の経営革新計画承認グループ事業の項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「以下「中小企業新事業活動促進法」という。」第九条第一項に規定する中小企業者等」を「第二条第一項に規定する中小企業者及び同条第五項に規定する組合等」に、「すべて」を「全て」に、「〇・六五パーセント」を「〇・五〇パーセント」に、「中小企業新事業活動促進法第十条第二項」を「中小企業等経営強化法第九条第二項」に改め、同表の異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業の項中「中小企業新事業活動促進法第十一条第一項」を「中小企業等経営強化法第十条第一

平成二十八年九月九日

大分県報（規則・告示）

告示

大分県告示第四百八十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十八年九月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成二十八年八月二十四日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 リプル

三 代表者の氏名

衛 藤 清 隆

四 主たる事務所の所在地

由布市湯布院町川南屋敷三百十三番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の中で、地域の協力のもとに、障がい者の自立支援に関する事業を行い、障がい者に対する地域の人たちの認知と理解の獲得を目指す。
また、地域住民も障がい者も等しく事業運営に参加していただくことで、健常者と障がい者の共生を図り、地域の開かれた障がい者福祉に寄与することを目的とする。

- 六 定款変更の内容
目的の変更
活動の種類の変更
事業の変更

大分県告示第四百八十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。
平成二十八年九月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
豊後高田市	平二六・五・一四から平二七・一二・一〇まで	豊後高田市田染平野の一部の地籍図及び地籍簿	豊後高田市田染平野の一部	平二八・八・三〇
豊後高田市	平二六・五・一四から平二七・一一・九まで	豊後高田市加礼川の一部の地籍図及び地籍簿	豊後高田市加礼川の一部	平二八・八・三〇

大分県告示第四百八十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次ののとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調査を次の二により縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出事項

- 1 発起人の住所及び氏名
宇佐市大字長洲三千八百三十三番地の一
久保 須惠人
宇佐市大字長洲三千五百一十一番地の百九
酒井 芳久
宇佐市大字長洲三千九百九十六番地の一
四井 治之
 - 2 加入区
宇佐市加入区
 - 3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
大分県漁業協同組合
- 二 指定漁船調査の縦覧
- 1 縦覧期間
平成二十八年九月九日から九月二十三日まで
 - 2 縦覧場所
(一) 大分市府内町三丁目五番七号
大分県漁業協同組合事務所
(二) 宇佐市大字長洲四千二百六十三番地の四十三
大分県漁業協同組合宇佐支店事務所